三日分トスルコト

六、公休又ハ休業ノ際ハ出勤者ニハ二人ヲ支給スルコト

七、売式現等者死亡ノ際ハ七日ノ公休及日給五割宛支給スルコト

八、雨天作業ノ際ハ雨具ヲ支給スルコト

九、出勤簿ハ従前通リ出シテ置クコト

十、労働組合加入ノ自由

十一、女工月給ノ際ハ休養五日ヲ與ヘ其日給ヲ全額支給スルコト

附帯条項トシテ本要求ニ対シ絶対ニ犠牲者ヲ出サザルコト

昭和四年九月十六日

関東合同労働組合滝野川支部

志ヲ矢ゴム株式会社 罷業員

寄り矢ゴム株式会社

御中

[illegible]

別記二、

第二回答書

御要求書ヲ拝見シマシテ即時重役会議ヲ開キ慎重審議致シマシタガ志ヲ会社ノ現状ハ前ノ回答書ニ申シ上ゲタ通リノ状態デ利益的有望ニ添ヒ兼ネマス甚ダ遺憾ト云フ此ニ御断リ申シ上ゲ又

志ヲ矢ゴム株式会社
専務力取締役

市川万作

要求提出従業員各位

別記三、